

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四日市市は、個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

四日市市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務
②事務の内容 ※	個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において四日市市(以下「市」という。)内に住所を有する個人又は市内に事務所や家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者に対して課税を行うものである。住民からの申請に基づき、個人住民税情報、軽自動車税情報、固定資産税情報、収納情報から各種証明書を発行する。 【個人住民税の賦課に関する事務】 ①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)を窓口や郵便、eLTAXシステム、国税連携システム、マイナポータルを通じて受理、収集する。 ②住民税課税支援システム等を活用し、各課税資料の内容をシステムに合わせたデータに変換し、個人住民税システムへ登録する。 ③課税資料のデータ登録は、賦課期日現在の宛名情報とマッチングさせ特定する。 ④賦課期日現在、市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、市に課税権がないと判断した場合には、住民登録地自治体へ課税資料を回送する。 ⑤同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、すべての課税資料情報を統合、確認、整理し、計算する(合算処理)。 ⑥扶養関係を特定し、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 ⑦賦課決定を行い、税額決定通知書及び納税通知書を作成する。 ⑧特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて納税通知書を送付する。 ⑨普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、納税通知書を送付する。 ⑩納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更決定し、変更通知書を送付する。 ⑪特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 ⑫未申告者に対し、個人住民税申告の提出依頼を行う。 ・給与支払報告書の未提出事業所に対し、該当者の有無の確認を行う。 ・税務署に提出されている法定調書を調査し、申告すべき所得が申告されていないと判断された場合は、本人へ通知したうえで賦課決定し、納税通知書か変更通知書を送付する。 ⑬賦課決定を受けた納税義務者より、減免申請書による申出があった場合は、生活保護法により扶助を受ける場合等、減免事由に該当する場合は減免を行う。 【地方税の証明発行に関する事務】 住民から以下の証明書の交付申請に基づき、関係システムを使用して各種証明書を発行し交付する。 <所得課税証明書、納税証明書(住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)、完納証明書、評価証明書、公課証明書、固定資産税台帳登録事項証明書、台帳証明(固定資産台帳記載事項証明)、固定資産課税証明書、課税台帳搭載証明書、営業開始届出済証明>
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	①課税資料登録機能 課税資料データを市民税調査簿に登録する。 給与支払報告書情報を事業所情報として登録する。 ②合算・査定機能 登録された課税資料より、課税台帳を作成する。その際、整合性に欠けるものや課税資料原票を確認しなければならないものを抽出する。 登録された課税資料より市民税調査簿上で扶養関係を特定する。 ③検索機能 氏名、住所、生年月日等より該当者(事業所を含む)を検索する。 ④照会機能 ・市民税調査簿照会機能 賦課期日現在の世帯状況を照会する。 ・課税台帳照会機能 個人の所得、控除、税額を照会する。 ・課税資料照会機能 登録された課税資料を照会する。 ・事業所情報照会機能 給与支払報告書の総括表情報を照会する。 ・特別徴収情報照会機能(事業所単位) 特別徴収義務者の特別徴収税額を照会する。 ⑤更新機能 ・市民税調査簿更新機能 賦課期日現在の世帯状況を作成、修正、削除する。 ・事業所情報更新機能 給与支払報告書の総括表情報を作成、修正、削除する。 ・税更正機能 課税台帳の内容を作成、修正する。その際に変更前の情報を履歴として管理する。 減免決定した減免を入力、税額を変更する。 ・異動処理機能 徴収方法(普通徴収、特別徴収、年金からの特別徴収)を変更する。 ⑥各種帳票発行機能 納税通知書を作成する。 変更通知書を作成する。 税額決定通知書を作成する。 納付書を作成する。 課税台帳を出力する。 減免申請書を作成する。 ⑦権限管理機能 端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人番号等へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (収納管理システム、eLTAXシステム、証明発行システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	①異動処理機能 税申告書をもとに車両の登録、廃車を行う。 ②各種帳票発行処理機能 軽自動車に関する各種証明書及び通知書を発行する。 ③課税機能 賦課期日現在において軽自動車の所有者を把握し、税額の決定と納付書の作成を行う。 ④減免申請管理機能 市条例に基づく市税減免車両を管理する。 ⑤権限管理機能 端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人番号等へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (収納管理システム、証明発行システム)
システム3	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	①課税情報管理機能 地方税法に基づき、課税客体となる土地台帳の管理、課税客体となる家屋台帳の管理、課税客体となる償却資産台帳の管理をする。 ②賦課決定、更正処理機能 申請に応じた減額及び軽減情報を管理している。固定資産台帳の価格、課税標準額、税額の計算をする。 ③各種帳票発行機能 納税通知書、名寄帳、更正決議書、各種証明書等の発行を行う。 ④資産税宛名管理機能 所有者、納税義務者、共有名義人等の管理を行う。 ⑤権限管理機能 端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人番号等へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (収納管理システム、証明発行システム)

システム4	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	①照会機能 収納状況等を確認する。 ②収納整理機能 収納情報を管理する。 ③納付書印刷機能 納付書を印刷する。 ④督促管理機能 督促状発送対象者を管理する。 ⑤還付・充当処理機能 過誤納金に対応して還付・充当を行う。 ⑥権限管理機能 端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人番号等へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 証明発行システム ）
システム5	
①システムの名称	証明発行システム
②システムの機能	・住民からの申請に基づき、個人住民税情報、軽自動車税情報、固定資産税情報、収納情報から各種証明書を発行する。 ・端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人番号等へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 収納管理システム ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	①宛名情報管理機能 住民登録している住民、外国人、住民登録外個人及び法人を管理する。 ②送付先管理機能 送付先宛名情報を管理する。 ③同定管理機能 同一人を特定するための同定情報を管理する。 ④権限管理機能 端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人番号等へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 収納管理システム ）

システム7

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	①統一識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 ②宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 ④既存業務システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 ⑤権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 （ 中間サーバー ） [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム8

①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存業務システム接続機能 統合宛名システムを介して、既存業務システム、税務システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の消去を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[○] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

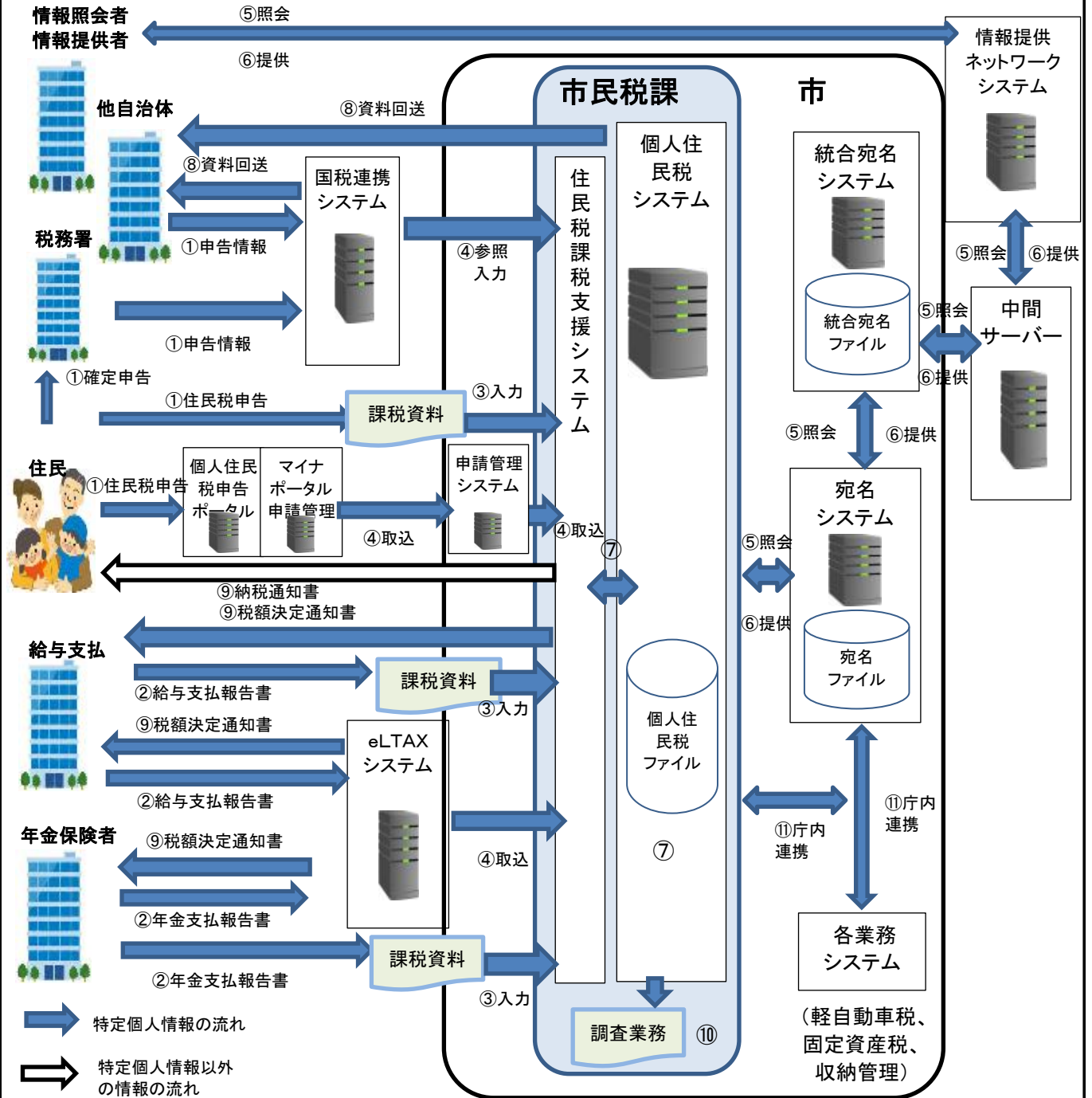
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 税務システム連携機能 税務システムからデータを受信し所得課税証明書に記載する情報を連携する。 2. 証明書発行 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、所得課税証明書データを作成し、送付する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 証明書交付センター ）
システム12	
①システムの名称	住民税課税支援システム
②システムの機能	①申告受付 確定申告や住民税申告の受付 ②課税資料(給報・年金・国税連携)取込 給報・年金データの一括取込、国税連携(e-Tax,KSK)データ処理の実施 ③資料合算 給報・年金・申告書の合算処理の実施 ④エラーチェック 当初課税処理に向けたエラーのチェック ⑤イメージ管理 課税資料のイメージ管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム13	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）

システム14	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 個人住民税申告ポータル、申請管理システム ）
システム15	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・申請データ連携 マイナポータル申請管理から申請データを連携する機能 ・申請内容照会とダウンロード 申請データを参照・ダウンロードする機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)個人住民税に関する情報ファイル (2)軽自動車税に関する情報ファイル (3)固定資産税に関する情報ファイル (4)収納管理システムファイル (5)宛名ファイル (6)統合宛名ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	市では、以下の6ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 (1)個人住民税に関する情報ファイル、 個人住民税の賦課に関する事務を正確に行うために、課税情報である給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市県民税申告書の個人番号を利用して正しく特定する必要があるため。 (2)軽自動車税に関する情報ファイル 軽自動車税の賦課に関する事務を正確に行うために、課税情報である軽自動車税申告書等の個人番号を利用して正しく特定する必要があるため。 (3)固定資産税に関する情報ファイル 固定資産税の賦課に関する事務を正確に行うために、課税情報である償却資産申告書等の個人番号を利用して正しく特定する必要があるため。 (4)収納管理システムファイル 地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、住民に対して適正な徴収をするため。 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル ①宛名に関する記録を正確に管理するため。 ②同一人を特定するための同定情報を管理するため。	
②実現が期待されるメリット	正確な所得、控除情報が得られるため、所得の過少申告や不正還付等を効率的に防止、是正できる。課税資料の本人特定作業を行う上で事務の効率化が図られる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第24の項	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
8. 他の評価実施機関		
—		

(別添1) 事務の内容

(1) 個人住民税の賦課に関する事務の内容



(備考)

納税者からの申告、給与・年金支払者から提出された支払報告書及び市の調査により、住民税を課税(賦課決定)し納税通知書等の送付を行う。

① 納税者等から提出された申告書の受付、確認を行う。

② 給与及び年金支払者から提出された支払報告書の受付を行う。

③ 紙で提出された申告書等のデータを入力する。

④ 国税連携システムを参照しデータを入力する。eLTAXシステムやマイナポータル申請管理、申請管理システムからデータを取り込む。

⑤ 必要に応じて納税者や給与・年金の支払者へ申告書等の内容について調査を行うため、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。

⑥ 情報提供ネットワークシステムと連携して、番号法に定められた情報照会者に情報提供を行う。

⑦③④の入力情報を個人住民税システムへ取込、給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の当初賦課資料及び⑤をもとに、個人住民税の賦課決定を行う。

⑧ 他市在住の課税資料の回送及び確定申告情報を提供する。

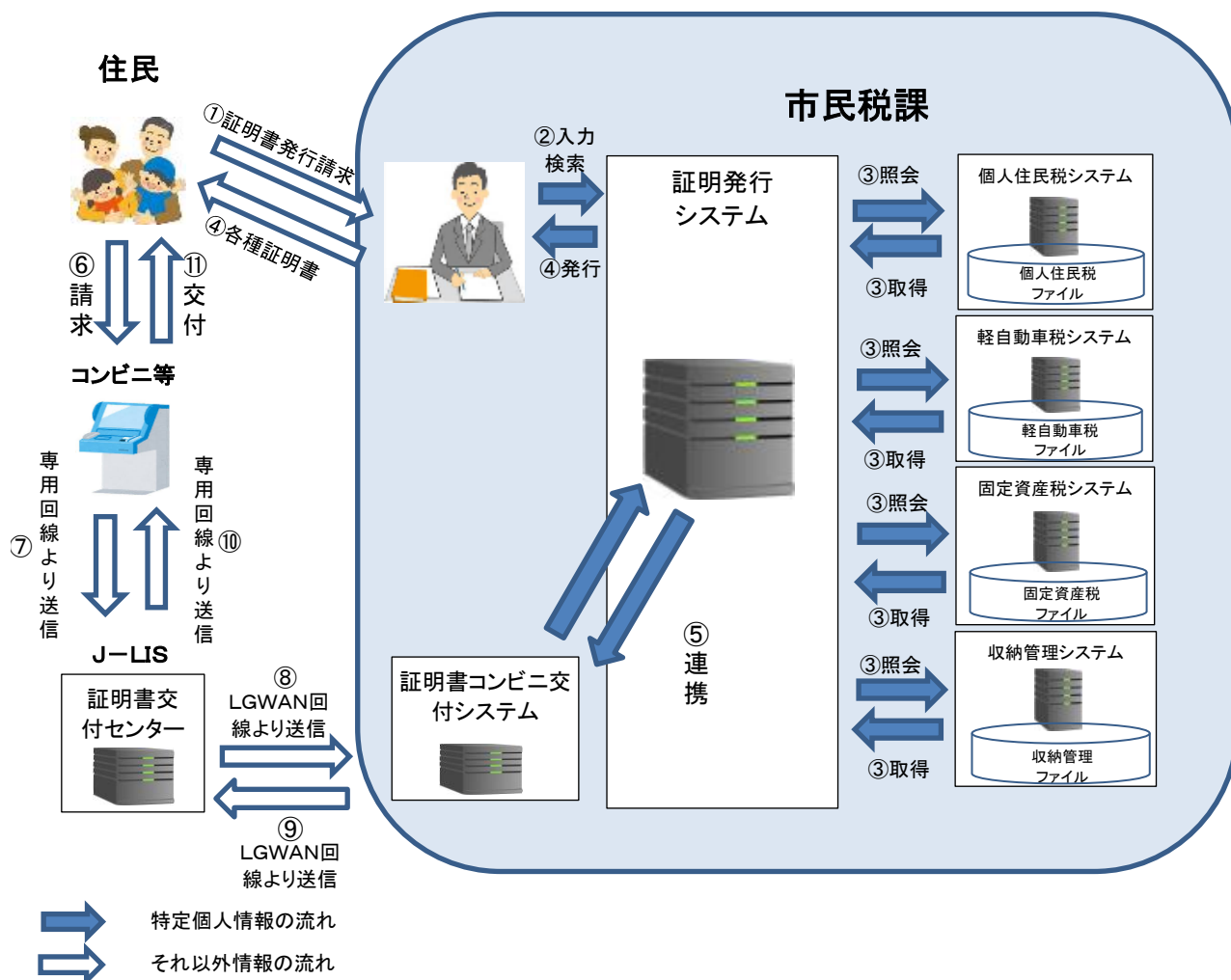
⑨ 賦課決定した内容に基づき、税額決定通知書を特別徴収義務者へ、納税通知書を納税者へ送付する。

⑩ 必要に応じて住民税課税状況等の調査を実施する。

⑪ 各業務が必要とする情報を庁内連携する。

(別添1) 事務の内容

(2) 地方税の証明発行に関する事務の内容



(備考)

特定個人住民からの請求により、地方税に関連する各種証明書(納税証明書等)を発行する。

① 地方税に関連する各種証明書を市に請求する。

② 住民に関する情報を入力する。

③ 発行する証明書に応じて、証明発行システムから各種システムに検索を行い、情報を取得する。

④ 証明発行システムから出力された各種証明書を住民に交付する。

⑤ 証明書コンビニ交付システムへ証明書情報を連携する。

⑥ 住民がコンビニ等のキオスク端末に個人番号カードをかざし証明書を請求する。

⑦ キオスク端末から機構が管理する証明書交付センターへ専用回線を通じて請求情報を送信する。

⑧ 証明書交付センターから市の証明書コンビニ交付システムへLGWAN回線を通じて請求情報を送信する。

⑨ 請求情報に基づいて証明書を作成し、証明書交付センターへLGWAN回線を通じて送信する。

⑩ 証明書交付センターから、コンビニ等のキオスク端末に専用回線を通じて証明書を送信する。

⑪ コンビニ等のキオスク端末にて証明書が印刷される。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税に関する情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④ 記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	① 識別情報: 課税対象者を特定するために記録。 ② 連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため記録。 また、税務調査のために連絡先を記録。 ③ 業務関係情報 ・ 国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また、国税庁との相互の税務調査のため記録。 ・ 地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正し、納税通知書、所得・課税証明書を発行するために必要。また、他自治体で住登外課税されていることを記録。 ・ 健康医療関係情報: 個人住民税の控除関連情報を記録。 ・ 障害者情報: 個人住民税の障害者判定を行うために記録。 ・ 生活保護関係情報: 個人住民税の非課税判定を行うために記録。 ・ 介護関係情報: 個人住民税の控除関連情報を記録。 ・ 年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また、年金からの特別徴収税額を決定・通知するために必要。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤ 保有開始日	平成27年10月1日
⑥ 事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保険年金課、障害福祉課、市民課、保護課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構（年金等支払者）、給与支払者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体、給与支払者 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金支払者 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ LGWAN、システム内連携 ）	
③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：賦課期日時点の情報を入手(遡及分含む)。送付先情報は毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月から4月にかけて入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。	
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※	市の課税対象者(住登外課税者含む)に対し適正な個人住民税の賦課を行なう。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)、市民窓口サービスセンター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	①既存住基システムから宛名システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を電子データ化し、課税対象者を特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した個人住民税に関する情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された個人住民税に関する情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から所得・課税証明書の要請があった場合に証明書を発行。	
	情報の突合 ※	①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。 ③申告サポートのため、課税対象者情報と医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護関連情報、生活保護関連情報等を突合。
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査等の集計を行うが、特定の個人を判別しうような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・賦課更正
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件	
委託事項1	電子計算機重要記録データの保護管理委託	
①委託内容	磁気テープ(記録データ)の安全対策保管	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	
その妥当性	広域災害が発生しても記録データの安全を確保する必要があるため。	
③委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法	四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		電子計算機オペレーション管理・資源管理業務委託
①委託内容		電子計算機を運用するためのオペレーション作業及びこれに付随する各種業務作業並びに電子計算機の資源管理に関する各種業務作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
	その妥当性	広域災害が発生しても記録データの安全を確保する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (マシン室内にて個人住民税システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社ミエデン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		基幹系業務運用委託
①委託内容		個人住民税システムにおける保守及び運用管理に関する各種作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
	その妥当性	基幹系業務における保守及び運用管理において、すべての記録データを取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (マシン室、執務室内にて個人住民税システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社ミエデン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		個人市民税納税通知書等の印刷及び封入委託	
①委託内容		個人市民税納税通知書に印刷作業及び封入作業の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 特定個人情報ファイルの一部	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。	
	その妥当性	短時間での大量の事務が発生するため、職員以外に補助要員の支援が必要となるため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		小林クリエイト株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		eLTAXシステム及び国税連携システム運用支援業務	
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	
	その妥当性	地方税共同機構において運営する地方税ポータルセンタよりLGWANを経由して送信されるため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	

⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、再委託契約を締結する場合は、事前に書面による市の許可を得ることとされている。
	⑨再委託事項	バージョンアップ等の運用保守業務
委託事項6～10		
委託事項6		市民税・県民税申告書印刷、印字及び張り合わせ等の作業
①委託内容		市民税・県民税申告書印刷、印字及び張り合わせ等の作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。
	その妥当性	短時間での大量の事務が発生するため、職員以外に補助要員の支援が必要となるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (72) 件 [☐] 移転を行っている (28) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (庁内LAN) [] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	法令上義務付けられた提供は適正な時期、照会を受けてからの提供はその都度
移転先1	番号法第9条別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)、番号法第9条第2項、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(以下四日市市個人番号利用条例という。)第4条第3項
②移転先における用途	番号法第9条別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (システム内連携) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時

移転先2	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務を行う部署（別表を参照）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに四日市市個人番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務（別表を参照）
③移転する情報	個人住民税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （システム内連携 [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙)
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜個人住民税システム・住民税課税支援システムにおける措置＞ ①静脈認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。 ＜eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置＞ サーバーはTKCのデータセンターに設置しており、市においては該当サーバーへのアクセスをユーザーIDとパスワードにより管理している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①静脈認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	紙については、四日市市文書管理規程により9年保管と定められており、電子データについては、地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間と定められているため。											

③消去方法	＜個人住民税システム・住民税課税支援システムにおける措置＞ ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後文書管理担当課によって溶解施設で溶解する。 ②特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ＜eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置＞ サーバー内にあるデータは、地方税共同機構よりの指示により、消去を行う。 連携済のデータは、保存期間終了後、削除を行う。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	—

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税に関する情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者 ※過去において市に軽自動車等の主たる定置場を有していた者を含む
その必要性	軽自動車税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④ 記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	① 識別情報: 対象者を特定するために記録 ② 連絡先等情報: 対象者の納税通知等送付先の把握のために記録 ③ 業務関係情報 ・地方税関係情報: 対象者の車両・課税情報を把握するために記録 ・障害者福祉関係情報: 減免申請書の減免理由と、生活保護情報や障害情報等を突合し、減免申請内容を確認するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤ 保有開始日	平成27年10月1日
⑥ 事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、障害福祉課、保護課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 三重県自動車会議所 ） ☐ その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ LGWAN、システム内連携 ）	
③入手の時期・頻度	車両情報の移動が生じた際に、原動機付自転車等については市窓口にてその都度申告書を受け付け、軽自動車及び二輪の小型自動車については毎月3回程度、三重県自動車会議所から申告書を入手する。軽自動車車検情報については、LGWANを介して随時入手する。	
④入手に係る妥当性	軽自動車税の適正かつ公平な課税を行なうため。	
⑤本人への明示	地方税法第463条の19及び番号法第9条に規定されている。	
⑥使用目的 ※	各種証明書を発行するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)、市民窓口サービスセンター
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民から各種証明書の要請があった場合に証明書を発行する。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査等の集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない () 件
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 1) 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 1) 1万人未満 ☐ 2) 1万人以上10万人未満 ☐ 3) 10万人以上100万人未満 ☐ 4) 100万人以上1,000万人未満 ☐ 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 1) 再委託する ☐ 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	＜軽自動車税システムにおける措置＞ ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	紙については、四日市市文書管理規程により9年保管と定められており、電子データについては、地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間と定められているため。
③消去方法	＜軽自動車税システムにおける措置＞ ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後文書管理担当課によって溶解施設で溶解する。 ②特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3) 固定資産税に関する情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民、市外在住の課税対象者	
	その必要性	固定資産税の適正な課税をおこなうため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	①識別情報:納税義務者を特定するために記録 ②連絡先等情報:納税通知の送付先の把握のために記録 ③業務関係情報:固定資産税を賦課決定・賦課更正、減免するために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保護課、市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方法務局 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ LGWAN、システム内連携 ）	
③入手の時期・頻度	<当初賦課のために入手> ①土地の分合筆等・家屋の新增築等について、法務局から登記情報通知を、随時入手 ②家屋の新增築等について、建築審査課から建築確認情報を、随時入手 ③農地の転用・所有権移転について、農業委員会から情報を、随時入手 ④償却資産の情報について、申告により1月末までに入手(1月1日時点の状況) ⑤宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手 <個別的な対応に際して入手> 当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のために、随時入手	
④入手に係る妥当性	登記情報通知(土地の分合筆等・家屋の新增築等)については、制度上、地方法務局から情報提供を受けている。	
⑤本人への明示	①固定資産税・都市計画税は、地方税法第343条により市内に固定資産を所有する者にかかる賦課課税方式をとっているため、特定個人情報の入手については、特に本人に対して示してはいない。 ②賦課に必要な特定個人情報の取得については、地方税法第383条(償却資産の申告義務)により規定されている。	
⑥使用目的 ※	各種証明書を発行するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)、市民窓口サービスセンター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民から各種課税証明書の要請があった場合に証明書を発行する。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査等の集計を行うが、特定の個人を判別しうような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜固定資産税システムにおける措置＞ ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	紙については、四日市市文書管理規程により9年保管と定められており、電子データについては、地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間と定められているため。
③消去方法		＜固定資産税システムにおける措置＞ ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後文書管理担当課によって溶解施設で溶解する。 ②特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(4) 収納管理システムファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者	
	その必要性	適正な徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報保有する。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	①識別情報、②連絡先等情報:対象者を特定するために記録 ③業務関係情報:地方税の徴収事務のために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	収納推進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民税課、資産税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ LGWAN、システム内連携 ）	
③入手の時期・頻度	連携している他システムの情報が更新された都度。	
④入手に係る妥当性	住民税の適正かつ公平な徴収事務を行うため。	
⑤本人への明示	番号法第9条に規定されている。	
⑥使用目的 ※	各種証明書を発行するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民から各種課税証明書の要請があった場合に証明書を発行する。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査等の集計を行うが、特定の個人を判別しうような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<収納管理システムにおける措置> ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	紙については、四日市市文書管理規程により9年保管と定められており、電子データについては、地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間と定められているため。
③消去方法		<収納管理システムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された書類等は、保存期間を経過した後文書管理担当課によって溶解施設で溶解する。 ②特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内の住民及び住登外の住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	・宛名に関する記録を正確に管理するため。 ・同一人を特定するための同定情報を管理するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ②連絡先等情報:対象者の基本情報として必要となるために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)、市民窓口サービスセンター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （宛名情報を取扱う各業務所管課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （システム内連携）	
③入手の時期・頻度	本人情報に係る変更又は新規作成が発生する都度入手する。	
④入手に係る妥当性	当情報は各種行政サービスの基礎となる情報であり、住民へのサービスを正確に継続して提供するために、住民に関する記録を正確かつ統一的にを行い、常に最新の状態にしておく必要がある。	
⑤本人への明示	（市内の住民の情報） 住基法第7条（住民票の記載事項）において明示されている。 （住登外の住民の情報） 各業務所管課において本人への明示がなされたデータを連携するため、住民基本台帳に関する事務としては明示しない。	
⑥使用目的 ※	宛名情報管理、送付先管理、同定管理	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）、市民窓口サービスセンター
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	①既存住基システムから宛名システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を電子データ化し、課税対象者を特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した個人住民税に関する情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された個人住民税に関する情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から所得・課税証明書の要請があった場合に証明書を発行。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査等の集計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件	
委託事項1		電子計算機重要記録データの保護管理委託	
①委託内容		磁気テープ(記録データ)の安全対策保管	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	
	その妥当性	広域災害が発生しても記録データの安全を確保する必要があるため。	
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 ワンビシアーカイズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		電子計算機オペレーション管理・資源管理業務委託	
①委託内容		電子計算機を運用するためのオペレーション作業及びこれに付随する各種業務作業並びに電子計算機の資源管理に関する各種業務作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	
	その妥当性	広域災害が発生しても記録データの安全を確保する必要があるため。	
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (72) 件 [☐] 移転を行っている (28) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	法令上義務付けられた提供は適正な時期、照会を受けてからの提供はその都度
移転先1	番号法第9条別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照) 四日市市個人番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	番号法第9条別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (システム内連携) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	移転を求められる都度

移転先2～5	
移転先2	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務を行う部署（別紙2を参照）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに四日市市個人番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	四日市市個人番号利用条例に定める事務（別表を参照）
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 （システム内連携 [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	移転を求められる都度
移転先3	
移転先4	
移転先5	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<宛名システム、統合宛名システムにおける措置> ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	個人の検索に必要なため恒久的に保持している。												
③消去方法		<宛名システム、統合宛名システムにおける措置> ①特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ②紙媒体等は、保存期間を経過した後文書管理担当課によって溶解施設で溶解する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														
—														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税に関する情報ファイル

1. 管理市町村コード、2. 旧市町村コード、3. 年度、4. 宛名番号、5. 世帯番号、6. 氏名情報(カナ・漢字)、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 住民区分、11. 市内市外区分、12. 自治省コード、13. 住所情報(郵便番号・住所・コード)、14. 世帯内順位、15. 税務署番号、16. 確申発送区分、17. 市申発送区分、18. 市申強制発送区分、19. 市申強制停止区分、20. 呼出し状強制発送区分、21. 呼出し状強制停止区分、22. 生活保護(月日)、23. 生活保護(現在)、24. 異動年月日、25. 身体障害者区分、26. 扶養専従区分、27. 扶養者宛名番号、28. 扶養特定処理済フラグ、29. 居住不明区分、30. 別世帯員異動区分、31. 課税対象者区分、32. 課税権区分、33. 課税地区区分、34. 国保資格区分、35. 年金資格区分、36. 市調簿発禁フラグ、37. 税目区分、38. 普徴納付額(国保)、39. 特徴納付額(国保)、40. 普徴納付額(介護)、41. 特徴納付額(介護)、42. 普徴納付額(後期)、43. 特徴納付額(後期)、44. 特普キ一、45. 保留区分、46. 徴収区分、47. 併徴区分、48. 変更理由情報(コード・名称)、49. 事業所番号、50. 事業所内連番、51. 受給者番号、52. 済月、53. 開始月、54. 済期、55. 開始期、56. 未成年、57. 成年擬制、58. 原因日、59. 繰越損失の有無、60. 課税計算区分、61. 被扶養資格区分、62. 損益通算区分、63. 家内労働区分、64. 均等割判定区分、65. 年税額(特徴額強制入力)、66. 減免情報(コード・事由・率・税額・処理日)、67. 画面經由フラグ(所得控除収入)、68. 画面經由フラグ(異動併徴)、69. 画面經由フラグ(減免)、70. 画面經由フラグ(月・期割額)、71. 変更通知書出力区分、72. 変更通知書出力年月日、73. 通知書発行判定区分、74. 年金特徴フラグ、75. 営業等収入、76. 農業収入、77. 不動産収入、78. 利子収入、79. 雑収入(その他)、80. 山林特別控除前額、81. 厚生年金(課税分)、82. 国民年金(課税分)、83. 船員年金(課税分)、84. 共済年金(課税分)、85. 恩給(課税分)、86. 厚生年金基金(課税分)、87. 農業者年金(課税分)、88. 適格年金(課税分)、89. 不明(課税分)、90. 福祉年金(非課税分)、91. 厚生年金(非課税分)、92. 国民年金(非課税分)、93. 船員年金(非課税分)、94. 共済年金(非課税分)、95. 恩給(非課税分)、96. 厚生年金基金(非課税分)、97. 農業者年金(非課税分)、98. 適格年金(非課税分)、99. 不明(非課税分)、100. 雇用保、101. 労災、102. 仕送り、103. 非課税収入(その他)、104. 営業等所得、105. 農業所得、106. 不動産所得、107. 利子所得、108. 配当所得(一般分)、109. 配当所得(外貨建以外)、110. 配当所得(外貨建分)、111. 配当所得(外国)、112. 配当所得(投信)、113. 株式配当所得、114. 給与収入、115. 専給収入、116. 給与収入(給与収入＋専給収入)、117. 給与所得、118. 年金収入、119. 雑所得(年金)、120. 雑所得(その他)、121. 雑所得(合計)、122. 総合短期所得、123. 総合長期所得、124. 一時所得、125. 譲渡・一時所得、126. 分離短期一般特別控除前額、127. 分離短期一般所得、128. 分離短期軽減(特例)特別控除前額、129. 分離短期軽減所得、130. 分離長期一般特別控除前額、131. 分離長期一般所得、132. 分離長期特定(優良)特別控除前額、133. 分離長期特定所得、134. 分離長期軽減(居住)特別控除前額、135. 分離長期軽減所得、136. 株式譲渡未公開分、137. 株式譲渡上場分、138. 分離上場配当所得、139. 先物取引所得、140. 山林所得、141. 退職所得、142. 総所得金額、143. 総所得金額等、144. 合計所得金額、145. 合計所得金額(上場含む)、146. 免税所得、147. 特定支出合計額、148. 給与特定支出控除、149. 繰越損失(純損)、150. 繰越損失(雑損)、151. 繰越損失(居住損)、152. 繰越損失額(株式)、153. 繰越損失(分離上場配当)、154. 繰越損失額(先物)、155. 雑損控除差引金額、156. 雑損控除額、157. 医療費控除差引金額、158. 医療費控除額、159. 社会保険料控除、160. 小規模企業共済等掛金控除、161. 生命保険料控除額、162. 旧個人年金支払額、163. 旧生命保険支払額、164. 介護医療保険支払額、165. 新個人年金支払額、166. 新生命保険支払額、167. 地震保険料控除、168. 旧長期損害保険料支払額、169. 寡婦控除、170. 寡夫控除、171. 特別の寡婦控除、172. 勤労学生控除、173. 特別障害者控除(本人)、174. その他障害者控除(本人)、175. 配偶者控除、176. 配偶者合計所得、177. 配偶者特別控除、178. 特定扶養控除、179. 老人扶養控除(老人)、180. 老人扶養控除(同居老親)、181. その他扶養控除、182. 年少扶養控除、183. 特別障害者控除(扶養)、184. 同居特別障害者控除(扶養)、185. その他障害者控除(扶養)、186. 基礎控除、187. 所得控除金額合計額、188. 配当割控除額(入力値)、189. 譲渡割控除額(入力値)、190. 住宅借入金特別控除(入力値)、191. 寄附地方公共団体、192. 寄附共募日赤、193. 寄附市条例分、194. 寄附県条例分、195. 専従者給与控除額、196. 総所得金額分、197. 分離短期(一般)所得金額分、198. 分離短期(軽減)所得金額分、199. 分離長期(一般)所得金額分、200. 分離長期(特定)所得金額分、201. 分離長期(軽減)所得金額分、202. 株式未公開分、203. 株式上場分、204. 分離上場配当所得分、205. 先物取引所得金額分、206. 山林所得金額分、207. 退職所得金額分、208. 合計分、209. 総所得分(市・県)所得割、210. 分離短期(一般)所得分(市・県)所得割、211. 分離短期(軽減)所得分(市・県)所得割、212. 分離長期(一般)所得分(市・県)所得割、213. 分離長期(特定)所得分(市・県)所得割、214. 分離長期(軽減)所得分(市・県)所得割、215. 株式未公開所得分(市・県)所得割、216. 上場株式所得分(市・県)所得割、217. 分離上場配当所得分(市・県)所得割、218. 先物取引所得分(市・県)所得割、219. 山林所得分(市・県)所得割、220. 退職所得分(市・県)所得割、221. 合計分(市・県)所得割、222. 調整控除額(市・県)、223. 配当控除(市・県)、224. 住宅借入金等特別税額控除額(市・県)、225. 寄附金控除(市・県)、226. 外国税額控除(市・県)、227. 調整額(市・県)、228. 配当割譲渡割控除額(市・県)、229. 差引所得割額(市・県)端数処理前、230. 端数処理額(市・県)、231. 差引所得割額(市・県)、232. 均等割額(市・県)、233. 減免前年税額、234. 減免額、235. 減免後年税額、236. 控除不足額、237. 充当額、238. 充当後年税額、239. 還付額、240. 年金分年税額、251. 申告納税額、252. 資料番号、253. 支払金額、254. 給与所得控除後の金額、255. 所得控除の額の合計額、256. 源泉徴収税額、257. 控配有、258. 控配無、259. 老人控配、260. 配偶者特別控除額、261. 特定扶養、262. 同居老親、263. 老人扶養、264. その他扶養、265. 年少扶養人数、266. 同居特別障害、267. 特別障害、268. その他障害、269. 社会保険料、270. 小規模共済掛金、271. 地震保険料控除額、272. 被扶養者番号情報(宛名番号・氏名カナ)、273. 配偶者の合計所得、274. 旧個人年金保険料、275. 旧長期損害保険料、276. 専従者区分、277. 前職区分、278. 前職給与目、279. 未成年者、280. 乙欄、281. 本人特別障害、282. 本人その他障害、283. 寡婦一般、284. 寡婦特別、285. 寡夫、286. 勤労学生、287. 中途就職年月日、288. 中途退職年月日、289. 居住年月日、290. 異動区分、291. 改ざん区分、292. 寮生区分、293. 給報区分、294. 休職区分、295. 給報内徴収区分、296. 家屋敷区分、297. 給与からの控除分、298. 租税条約、299. 適用区分、300. 逆算置換区分、301. 生保控除額、302. 地震控除額、303. 配特控除額、304. 住宅ローン可能額、305. 新生保支払額、306. 旧生保支払額、307. 介護医療保険料、308. 新個人年金保険料、309. 控除後の金額、310. 年金種別、311. 支払情報(号・号・号)、312. 源泉情報(号・号・号)、313. 専従者その他、314. 青色区分、315. 再入力区分、316. 配偶者情報(宛名番号・氏名カナ・生年月日・障害区分・合計所得)、317. 扶養者情報(扶養専従区分・宛名番号・氏名カナ・生年月日・障害区分・専給額・控除額)、318. 電話番号、319. 専特区分、320. 分離区分、321. 損失区分、322. 修正区分、323. 特農区分、324. 徴収区分(原票)、325. 収入情報(コード・金額)、326. 所得情報(コード・金額)、327. 控除情報(コード・金額)、328. その他情報(コード・金額)、329. 給与情報(コード・金額)、330. 家屋敷、331. 特記事項、332. 特記事項、333. 申告不要フラグ、334. 森林環境税額、335. 定額減税額、336. 定額減税人数

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 軽自動車税に関する情報ファイル

1.市町村コード、2.登録番号、3.廃車ビット、4.営業車ビット、5.異動事由、6.履歴用事由、7.異動年月日、8.車種コード、9.標識区分、10.標識カナ、11.標識番号、12.標識依頼区分、13.使用者宛名コード、14.車台番号、15.車名コード、16.車名、17.型式、18.原動機番号、19.排気量、20.形状コード、21.認定番号、22.低公害区分、23.年式、24.登録年月日、25.廃車年月日、26.賦課区分、27.所有権留保区分、28.定置場、29.冊年度、30.冊番、31.冊連番、32.市町村コード、33.旧市町村コード、34.課税年度、35.登録番号、36.営業車ビット、37.異動事由、38.異動年月日、39.車種コード、40.標識区分、41.標識カナ、42.標識番号、43.標識依頼区分、44.使用者宛名コード、45.通知書番号、46.年税額、47.車台(車体)番号、48.車名コード、49.車名、50.型式、51.原動機番号、52.排気量、53.形状コード、54.認定番号、55.低公害区分、56.年式、57.登録年月日、58.課税年月日、59.課税取消年月日、60.賦課区分、61.所有権留保区分、62.定置場、63.市町村コード、64.登録番号、65.申告年月日、66.所有者氏名、67.所有者住所、68.譲渡者氏名、69.譲渡者住所、70.申告書持参人氏名、71.申告書持参人住所、72.初年度検査日、73.燃料区分、74.新車ビット

(3) 固定資産税に関する情報ファイル

1. 名義人(コード、カナ、漢字)、2. 管理市町村コード、3. 旧市町村コード、4. 課税年度、5. 共有代表宛名コード、6. 共有者宛名番号、7. 共有者代表区分、8. 共有者不明区分、9. 持分情報不明区分、10. 持分情報分子、11. 持分情報分母、12. 旧地区区分、13. 物件番号(一棟番号)、14. 所有者コード、15. 家屋番号、16. 棟番号(本番、枝番)、17. 課非コード、18. 表示変更(コード、年月日)、19. 権利変更(コード、原因年月日、受付年月日)、20. その他変更(コード、年月日)、21. 市街化区分、22. 共有区分、23. 新增区分、24. 現登区分、25. 滅失区分、26. 敷地権区分、27. 分割区分、28. 区分所有、29. 主附区分、30. 主附番号、31. 種類(表示用途)、32. 概要用途、33. 経年減点用途、34. 屋根、35. 構造、36. 階数(地上、地下)、37. 建築年月日、38. 1階(現況床面積)、39. 1階以外(現況床面積)、40. 1階(登記床面積)、41. 1階以外(登記床面積)、42. 住宅部分床面積、43. 戸数、44. 計算年、45. 従用途、46. 調査年月日、47. 調査票No、48. 図面番号、49. 管理図番号、50. 都市計画税計算区分、51. 建物番号、52. 符号、53. 肉厚(損耗)、54. 軽減(コード、開始年月日、終了年月日、対象床面積、戸数、軽減税額、軽減率)、55. 特例(コード、開始年月日、終了年月日、対象地積、特例率)、56. 減免(コード、開始年月日、終了年月日、対象地積、減免率)、57. 経過年数、58. 経年減点、59. 一点単価、60. 需給補正、61. 損耗補正、62. 地域補正、63. 積雪補正、64. 未完成、65. m²当り再建築費単価、66. 再建築費総評点数、67. 前回価格(評価額)、68. 理論価格、69. 決定価格、70. 固定(課税標準額、軽減税額、減免税額、税額)、71. 都計(課税標準額、軽減税額、減免税額、税額)、72. 仮換地地番(工区、ブロック本番、ブロック枝番、符号本番、符号枝番)、73. 所在地情報、74. 地目登記、75. 地目現況(課税)、76. 地積登記、77. 地積現況(課税)、78. 課非コード、79. 農地区分、80. 利用区分、81. 市街化農地適用年、82. 市街化農地開始年、83. 特定市区分、84. 特農区分、85. 既存区分、86. 住非区分、87. 住宅率、88. 当物件の住宅面積、89. 住宅画地番号、90. 路線画地番号、91. その他画地番号、92. 小規模率、93. 当物件の小規模面積、94. 前年評価額、95. 前年課税(固定・都計)、96. 当年評価額、97. 当年課税(固定・都計)、98. 都計減額、99. 農地転用(条、部会年月、許可年)、100. 保有税(対象外区分、事由コード、取得年月日、取得価格、受付年月日)、101. 合併地番(大字、小字、甲乙、地番、枝番、孫番、判別区分、判別キー)、102. 基準年度、103. 評価方法、104. 比準地目、105. 路線・標準地番号、106. 間口、107. 奥行き、108. 遠い奥行き、109. 近い奥行き、110. 角地区分、111. 用途区分、112. 状況類似番号、113. 旧状況類似番号、114. 造成費コード、115. 補正(コード、率)、116. 不整形陰地割合、117. 不整形度区分、118. 評価単位区分、119. 評価単価、120. 固定小規模(前年度評価額、前年度課税、負担水準率、当該年度評価額、当年度課税、地積)、121. 固定小規模(前年度評価額、前年度課税、負担水準率、当該年度評価額、当年度課税、地積)、122. 固定住宅(前年度評価額、前年度課税、負担水準率、当該年度評価額、当年度課税、地積)、123. 都計小規模(前年度評価額、前年度課税、負担水準率、当該年度評価額、当年度課税、地積)、124. 都計住宅(前年度評価額、前年度課税、負担水準率、当該年度評価額、当年度課税、地積)、125. 都計非住宅(前年度評価額、前年度課税、負担水準率、当該年度評価額、当年度課税、地積)、126. 下落率、127. 強制課税適用年度、128. 強制課税固定小規模(地積、負担水準率、適用年度課税、暫定・臨時特例率)、129. 強制課税固定住宅(地積、負担水準率、適用年度課税、暫定・臨時特例率)、130. 強制課税固定非住宅(地積、負担水準率、適用年度課税、暫定・臨時特例率)、131. 強制課税都計小規模(地積、負担水準率、適用年度課税、暫定・臨時特例率)、132. 強制課税都計住宅(地積、負担水準率、適用年度課税、暫定・臨時特例率)、133. 強制課税都計非住宅(地積、負担水準率、適用年度課税、暫定・臨時特例率)、134. 調定年度、135. 通知書番号、136. 義務者番号、137. 済期、138. 開始期、139. 期割数、140. 土地免点区分、141. 家屋免点区分、142. 償却免点区分、143. 一般土地分割区分、144. 一般家屋分割区分、145. 一般償却分割区分、146. 固定一般分課税標準額(土地、家屋、償却、合計)、147. 都計一般分課税標準額(土地、家屋、償却、合計)、148. 固定一般分税額(算出、土地減免、家屋減免、軽減、償却減免、その他減免、合計減免)、149. 都計一般分税額(算出、土地減免、家屋減免、都計減額、償却減免、その他減免、合計減免)、150. 差引き税額(固定)、151. 差引き税額(都計)、152. 年税額、153. 現年度税額、154. 過年度税額、155. 地目別(筆数、地積、評価額、固定課税、都計課税)、156. 主体別(筆数、地積、評価額、固定課税、都計課税)、157. 減免情報(物件区分、コード、固定対象課税、固定減免税額、都計対象課税、都計減免税額)、158. 前納報奨金、159. 期割額、160. 納期限、161. 更正事由コード、162. 事業所屋号(漢字)、163. 事業所電話番号、164. 税理士名(漢字)、165. 税理士電話番号、166. 設置年月日、167. 申告有無、168. 実施調査日、169. 申告区分、170. 産業分類区分、171. サマリー区分、172. 配分区分、173. 医療減免、174. 課税明細(資産の種類、品数、帳簿価額、評価額、特例減少分課税、課税)、175. 取得価格(資産の種類、前年取得分、前年中減少分、前年中取得分、合計)、176. 一品基本(資産番号、資産名称、資産名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価残存率)、177. 一品価格(帳簿価額、評価額、評価限度区分、課税標準額、帳簿限度区分)、178. 一品特例(軽減分課税標準額、特例率、特例コード)、179. 一品強制(前年度課税、前年度帳簿額、評価残存率、帳簿残存率)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 収納管理システムファイル

1. 新市町村コード、2. 旧市町村コード、3. 会計年度、4. 賦課年度、5. 現年度、6. 内部税目、7. 通知書番号、8. 外部税目、9. 宛名番号、10. 決算区分、11. 前納報奨金調定、12. 当初国保調定額(内訳調定額)、13. 備考、14. 期別、15. 調定区分、16. 本来調定額、17. 今年調定額、18. 本来附帯調定額(内訳調定額)、19. 今年附帯調定額(内訳調定額)、20. 延滞金調定、21. 納期限、22. 更正区分、23. 収入年度、24. バッチ番号、25. 収入区分、26. 収入額、27. 前納報奨金、28. 消込年月日、29. 納付年月日、30. 納付日区分、31. 督促手数料、32. 延滞金、33. 退職金額、34. 市民税、35. 県民税、36. 人員、37. 還付連番、38. 充当新市町村コード、39. 充当旧市町村コード、40. 充当内部税目、41. 充当会計年度、42. 充当賦課年度、43. 充当通知書番号、44. 充当期別、45. 金融機関コード、46. 口座種別、47. 口座番号、48. 口座名義人、49. 第3者還付宛名番号、50. 支払い方法、51. 徴収員CD、52. 入力地区、53. 還付区分、54. 歳入歳出区分、55. 還付調定金額、56. 還付調定入金、57. 還付督促金額、58. 還付督促入金、59. 還付延滞金額、60. 還付延滞入金、61. 還付前納報奨金、62. 還付前納報奨金入金、63. 充当調定金額、64. 充当督促金額、65. 充当延滞金額、66. 充当前納報奨金、67. 還付取消金額、68. 還付取消延滞金、69. 収入額累計、70. 収入額累計延滞金、71. 起案日、72. 還付事由、73. 還付加算金計算期間自、74. 還付加算金計算期間至、75. 還付加算金日数、76. 還付加算金加算金額内訳、77. 還付加算金加算金額内訳延滞、78. 発生日、79. 本税還付支払日、80. 延滞金還付支払日、81. 本税充当日、82. 延滞金充当日、83. 督促催告区分、84. 督促公示送達日、85. 納付書公示送達日、86. 督促発行年月日、87. 督促指定納期限、88. 催告発行年月日、89. 催告指定納期限、90. 催告回数、91. 処分区分、92. 処分理由、93. 処分開始・終了年月日、94. 支払日、95. 金種区分、96. 基礎金額、97. 計算期間開始、98. 計算期間終了、99. 年率、100. 日数、101. 還付加算金、102. 電話番号、103. 市町村コード、104. ファイル作成日付、105. バーコード内容、106. データ区分、107. コンビニ読取日時、108. 本税、109. 有効期限、110. 再発行回数、111. 印紙フラグ、112. 小売業コード、113. 店舗コード、114. 支払予定日、115. 経理処理日

(5) 宛名ファイル、(6) 統合宛名ファイル

1. 管理市町村コード、2. 旧市町村コード、3. 宛名番号、4. 個人法人区分、5. 宛名種類、6. 住民区分、7. 外国人区分、8. 共有区分、9. 法人コード前、10. 法人コード後、11. 世帯番号、12. 法人グループコード、13. 法人種別、14. 市内市外区分、15. 自治省コード、16. 住所情報、17. 氏名情報(カナ、漢字、英字氏名)、18. 生年月日、19. 性別、20. 続柄、21. 住民日、22. 住民日届出日、23. 住民日事由、24. 非住民日、25. 非住民日届出日、26. 非住民日事由、27. 転出確定日、28. 電話番号、29. 有線番号、30. FAX番号、31. E-MAILアドレス、32. 異動日、33. 異動届出日、34. 異動事由、35. 税用住民区分、36. 除票判定、37. 転入前住所判定、38. 個人番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税に関する情報ファイル、(2) 軽自動車税に関する情報ファイル、(3) 固定資産税に関する情報ファイル、(4) 収納管理システムファイル、(5) 宛名ファイル、(6) 統合宛名ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ① 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ② 住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名（カナ）・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。やむを得ず代理人による申告を受け付ける場合、代理人が本人の代理権限のあることを確認するとともに、当該申告書に記入する内容が本人の申告情報になることを十分説明したうえで申告を受け付ける。 ③ 個人住民税申告ポータルを用いた申告等情報については、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ④ 申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、システム操作者が事務の対象者以外の手続きに関する情報を入手することを防止する。 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ① 住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ② 住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから必要な情報以外の情報を入手することはない。 ③ 個人住民税申告ポータルを用いた申告等情報については、画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ④ 申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、システム操作者が必要な手続き以外の情報を入手することを防止する。 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①住民からの申告等情報については、本人確認を行った上で、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。 ②電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム、eLTAXシステム及びマイナポータル申請管理からLGWANを介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。 ④申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ⑤特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。 ⑥システムを通じた入手については、操作者の認証(二要素認証)を行うとともに、認証された操作者の利用可能な機能をシステム上で制限することにより、不適切な方法による入手を防止している。 ⑦アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。 ⑧住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ⑨個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ⑩申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。 ②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。 ③番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ④特定個人情報の入手元が、給与支払報告者等個人番号利用事務実施者からの入手であることから、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。) ⑤国税連携システムで他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。) ⑥住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。
個人番号の真正性確認の措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①提出された申告等情報の個人番号を課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性を確認する。 ②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。 ③個人住民税システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等をeLTAAXシステムから個人住民税システムに登録する際に、真正性確認をする。 ④特定個人情報の入手元が、給与支払報告者等個人番号利用事務実施者からの入手であることから、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。) ⑤国税連携システムで他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。) 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正し他の職員が点検することで正確性を確保している。 ③eLTAAXシステムは、地方税ポータルセンタで受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある。 ④国税連携システムより取得した情報の正確性については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ⑤入手した情報を入力する際には、入力元となった情報と入力結果である照合用のリストを入力者と異なる職員が比較確認することで正確性を確保している。 ⑥個人住民税申告ポータルで入手する情報は個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム、eLTAXシステム及びマイナポータル申請管理からLGWANを介して入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて個人住民税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 ②紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。 ③委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。 ④申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタまでのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタからeLTAXシステムまでは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ⑤公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタからeLTAXシステムまでは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタが取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ⑥国税庁から地方税ポータルセンタまでは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタから国税連携システムまでは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ⑦ID、パスワードによる操作者の識別、認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制限している。 ⑧端末へのログイン時に生体認証によりユーザ認証を行っている。 ⑨マイナポータル申請管理と申請管理システムとの間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ⑩申請管理システムのデータを住民税課税支援システムに取り込む際、作業の段階で一時的に保存が必要となった場合は、作業速やかにデータの削除を行う。 【地方税の証明発行に関する事務】 本事務においては、特定個人情報を入手しないため、対象外とする。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①基本4情報に対し個人コードを関連づけるシステムであり、それ以外への紐づけはできないようにシステムで担保されている。 ②利用する所管部署操作担当者毎にアクセス制御を行っている。 【地方税の証明発行に関する事務】 統合宛名システムは使用していない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【個人住民税の賦課に関する事務】 ①個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 【地方税の証明発行に関する事務】 ①利用する所管部署操作担当者毎にアクセス制御を行っている。 ②証明発行に関する必要な情報のみ取得する制御を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、特定の職員や作業従事者のみがシステムを利用できるようにしている。 ②職員及び作業従事者毎に利用可能な機能を制限している。 ③パスワードは定期的に変更する仕組みとなっている。 ④端末へのログイン時に生体認証によりユーザ認証を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①データ保護管理者の承認を得た者のみにアクセス権限を発効している。 ②業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ③権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDカード登録状況チェックシートを作成し、ユーザーIDや資格情報を適宜確認するとともに、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムのアクセスログを磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	①システムの操作ログを記録しており、必要に応じて操作履歴を解析する。 ②職員に対し、情報セキュリティに関する研修・教育を年1回実施している。 ③委託先に対しては、業務外で使用しないよう契約書・仕様書に定め、情報セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ④外部媒体へのデータコピーを制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	①管理権限を与えられていない者は、情報の複製はできない仕組みとなっている。 ②USBメモリ等の記録媒体のパソコンへの差し込みは、アクセス記録を監視し、保管している。 ③職員に対し、情報セキュリティに関する研修・教育を年1回実施している。 ④委託先に対しては、契約書・仕様書にて、許可を得ない複製を禁止し、情報セキュリティ研修の実施も義務付けている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託事業者を決定する際に、ISMS又はプライバシーマークの認証取得を確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	①作業者には閲覧／更新権限を申請させ、申請が承認された者のみに権限を付与している。 ②閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にしている。 ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。 ④不正な閲覧／更新を分析するために、操作ログを取得し、保管している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	①作業端末へのログイン記録、作業記録、アクセスログ及び操作ログを残している。また、作業記録と各ログを抜き打ちで突合チェックしている。 ②日々の業務内容についての日報を求め、遂行状況について抜き打ちで確認を行っている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①業務実施で入手した情報を他者へ提供できないことを契約書上に明記している。 ②随時、職員は委託業者に対して必要な調査や報告を求めることができるようになっている。 ③あらかじめ市の指示又は承諾があった場合を除き、特定個人情報を契約書に指定された作業場所から持ち出すことを禁止している。 ④USB、スマートフォン等による特定個人情報の持ち出しを禁止している。 ⑤IDカードの保管状況を抜き打ちで検査している。 ⑥委託先の状況に応じて、職員等が委託先の取り扱い状況の確認を行う。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①提供するデータの指示された目的以外の使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 ②市の指示・承諾のない特定個人情報の複写、複製及び指定作業場所からの持ち出しを禁止することを契約書上に明記している。 ③委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ、市が検査を実施している。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①市が提供する特定個人情報について、以下の措置を取る旨を契約書に規定している。また、業務完了の際には、業務完了報告書とともにデータ削除報告書の提出を求める（紙媒体）シュレッダーによる裁断（電子媒体）データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 ②業務に影響のないデータについて消去している。 ③随時、職員は委託業者に対して必要な調査や報告を求めることができるようになっている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
規定の内容		(秘密の保持) 業務を行うに当たって知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (適正な管理) 業務にかかる特定個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止、その他の特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (収集の制限) 業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により特定個人情報を収集しなければならない。 (再委託の禁止) あらかじめ市の承諾があった場合を除き、第三者に委託又は請負をしてはならない。 (複写、複製の禁止) あらかじめ市の指示又は承諾があった場合を除き、市から提供された特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) あらかじめ市の指示又は承諾があった場合を除き、資料等を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 (資料等の返還) 市から提供された資料等は業務終了後、速やかに市に返還し、又は引き渡さなければならない。 (教育、研修の実施) 委託業者は、従業員に対し、業務における特定個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (監査及び調査) 必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
具体的な方法		—
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転時には情報照会・情報提供の記録がアクセスログとして記録、保管される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①番号法別表第二及び条例で定められた情報照会者のみに提供・移転を行う。 ②必要に応じて、アクセスログをチェックすることで上記ルール遵守について確認する。 ※番号法別表第二に記載がない事務のうち、個人番号の提供・移転が必要と判断した事務について独自条例を定める予定となっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録がアクセスログとして記録、保管される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①誤った情報を提供・移転してしまうリスク 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことを確認する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスク 統合宛名システム、宛名システムでは、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ、認められた相手にしか提供・移転できないよう、システムの仕組みとして担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第17号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業所においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<市における措置> 特定個人情報を管理しているマシン室は、以下の物理的対策を行っている。 ①サーバー設置場所へは、静脈認証によるドア通過が必要となっている(ドア2箇所)。 ②入退室記録は、5年間保管し、必要に応じチェックしている。 ③紙媒体は、施錠可能な書庫で保管している。 ④データセンターにおいては、カメラを設置しているほか、IDカードによる認証を行っている ⑤停電によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を設置している。 ⑥火災によるデータの消失を防ぐために、マシン室内に消火器を設置している。。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<市における措置> ①特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ②特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、J-LISからのセキュリティ情報(脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウイルスパターンファイルの適用等)に従って、常に最新版が適用されるよう管理している。 ③ネットワークを通じた不正アクセスを防ぐために、ファイアウォールを導入しており、アクセスルール等のネットワーク設定についてはJ-LISの指示に従って、常に最新版が適用されるよう管理している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて保管し、安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	課税情報については、各種申告情報につきその都度更新されるため、情報が古いまま保存され続けることはない。 <申請管理システムにおける措置> 接続端末は、基本的に申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	①住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残している。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにしている。 ③帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残している。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<市における措置> 年に1回、担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<市における措置> 内部監査を定期的に行い、結果を踏まえて体制等を改善する。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用実態の確認 ・IDの付与、アクセス権限の承認状況 ・安全管理措置の教育状況 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<市における措置> ①担当部署内において、必要な知識の習得のために研修・教育を年1回実施するとともに、その記録を残している。 ②違反行為を行った者に対しては、都度指導する。また、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ③情報漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合に備え、対応手順をマニュアル化し、職員に周知している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 059-354-8118 四日市市役所 市政情報センター
②請求方法	四日市市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を、「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要。複製代10円/枚(現金納付)。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	(1)個人住民税に関する情報ファイル
公表場所	四日市市役所 市政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民税課又はデジタル戦略課 【事務の内容に関する問合せ】 市民税課:059-354-8132 【システム(eLTAXシステム及び国税連携システムは除く)に関する問合せ】 デジタル戦略課:059-354-8126
②対応方法	問い合わせ等については、電話、メール、FAXにて受付を行い、必要に応じて記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	意見聴取を実施する旨を以下の通り周知した ・広報「よっかいち」での周知 ・市役所本庁舎、各地区市民センターにおける掲示・配布 ・市公式HPでの周知
②実施日・期間	令和7年9月24日(水)～10月23日(木)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	—
②個人情報保護委員会による審査	—

8_個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務 全項目評価書

別紙 1 : 5 . 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

■提供先

通番	情報照会者（提供先）	①法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番）	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二條で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	大
17	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの

通番	情報照会者（提供先）	①法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番）	②提供先における用途
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの

通番	情報照会者（提供先）	①法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番）	②提供先における用途
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
40	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定組合	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの

通番	情報照会者（提供先）	①法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番）	②提供先における用途
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇ー二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇ー一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの

通番	情報照会者（提供先）	①法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番）	②提供先における用途
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

8. 個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務 全項目評価書

別紙2：5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

■移転先

通番	移転先	①法令上の根拠（番号 法第9条別表の項番）	②移転先における用途
1	こども発達支援課 保育幼稚園課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	障害福祉課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康づくり課 こども保健福祉課	14	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保護課	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	資産税課 収納推進課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	市営住宅課	27	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	保険年金課 収納推進課	44	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障害福祉課	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
9	こども保健福祉課	56	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	高齢福祉課 介護保険課	61	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	こども保健福祉課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	こども保健福祉課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	こども保健福祉課	70	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	こども保健福祉課	81	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	福祉総務課	82の2	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
17	保険年金課 収納推進課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	保護課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

通番	移転先	①法令上の根拠（番号 法第9条別表の項番）	②移転先における用途
19	高齢福祉課□ 介護保険課□ 収納推進課□ 健康づくり課□	100	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	保健予防課	117	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	障害福祉課 保健予防課 こども保健福祉課	107	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	保育幼稚園課 こども未来課	127	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

1 個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務 全項目評価書

別表：５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

■移転先

通番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
23	健康づくり課	四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1	予防接種法(昭和23年法律第68号)に準じて行う予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
24	健康づくり課	同上	健康増進法（平成14年法律第103号）に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
25	こども保健福祉課	同上	四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
26	障害福祉課	同上	四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）による医療費の助成又は四日市市65歳以上障害者医療給付補助金交付要綱（昭和58年四日市市告示第7号）による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
27	こども保健福祉課	同上	四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
28	保護課	同上	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月7日	(別添2)ファイルの記録項目 (1)個人住民税に関する情報 ファイル	【追加】	333. 申告特例寄附	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 提供・移転の有無	【○】移転を行っている(50件)	【○】移転を行っている(34件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照)、 番号法第9条第2項、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(以下四日市市個人番号利用条例という。)第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2	【追加】	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務を行う部署(別紙2を参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ①法令上の根拠	【追加】	番号法第9条第2項並びに四日市市個人番号利用条例第4条第2項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ②移転先における用途	【追加】	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務(別紙2を参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ③移転する情報	【追加】	個人住民税情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ④移転する情報の対象となる本人の数	【追加】	[10万人以上100万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ⑤移転する対象となる本人の範囲	【追加】	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ⑥提供方法	【追加】	【○】その他(システム内連携)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(1)個人住民税に関する情報ファイル 移転先2 ⑦時期・頻度	【追加】	当初賦課決定及び更正決定時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 提供・移転の有無	【○】移転を行っている(50件)	【○】移転を行っている(34件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先1	別表第一の左欄に掲げる者(別紙2を参照) 独自条例で定める者(別紙2を参照)	別表第一の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照) 独自条例で定める者(別紙2を参照)	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照)、 四日市市個人番号利用条例第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先1 ②移転先における用途	別表第一の右欄に掲げる事務(別紙2を参照) 独自条例で定める者(別紙2を参照)	別表第一の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2	【追加】	四日市市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務を行う部署(別紙2を参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ①法令上の根拠	【追加】	番号法第9条第2項並びに四日市市個人番号利用条例第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ②移転先における用途	【追加】	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務(別紙2を参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ③移転する情報	【追加】	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ④移転する情報の対象となる本人の数	【追加】	[10万人以上100万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ⑤移転する対象となる本人の範囲	【追加】	1月1日現在で、市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ⑥提供方法	【追加】	【○】その他(システム内連携)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ-5_(5)宛名ファイル、 (6)統合宛名ファイル 移転先2 ⑦時期・頻度	【追加】	移転を求められる都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	Ⅱ(別紙2)条例に定める事務	(別紙2)条例に定める事務	(別紙2)四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1に定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成28年12月7日	(別添2)ファイル記録項目 (2)軽自動車税に関する情報 ファイル	【追加】	72. 初年度検査日、73. 燃料区分、74 新車ビット	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	大谷 和弘	川森 信弥	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成29年10月24日	(別添1) 事務の内容 個人住民税の賦課に関する事務の内容	⑧資料回送 ⑨税額決定通知書 市民税課からの矢印の変更 「特定個人情報以外の情報の流れ」の矢印	⑧資料回送 ⑨税額決定通知書 市民税課からの矢印の変更 「特定個人情報の流れ」の矢印	事後	誤字の修正のため重要な変更にあたらない
平成29年10月24日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 1/2 通番 1 別表第一の項番 8	こども保健福祉課	こども発達支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成31年1月23日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	川森 信弥	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成31年1月23日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/4/22	2018/7/20	事前	
平成31年1月23日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	【追加】	「システム11 証明書コンビニ交付システム」を追加	事前	
平成31年1月23日	(別添1) 事務の内容 (2) 地方税の証明発行に関する事務の内容	記載なし	(別添1) 事務内容(2) 地方税の証明発行に関する事務 証明書コンビニ交付に関する記述を追加	事前	
平成31年1月23日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【追加】	以下を追加 ⑧端末へのログイン時に生体認証によりユーザ認証を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成31年1月23日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスク 具体的な方法	【追加】	以下を追加 ④端末へのログイン時に生体認証によりユーザ認証を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和2年7月15日	I 基本情報 1 ②	②各課税資料の内容をシステムに合わせたデータに変換し、個人住民税システムへ登録する。	②住民税課税支援システム等を活用し、各課税資料の内容をシステムに合わせたデータに変換し、個人住民税システムへ登録する。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム1 個人住民税システム	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム6 軽自動車税システム ③	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム3 固定資産税システム ③	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム4 収納管理システム ③	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム4 収納管理システム ③	滞納整理システム、財務会計システム、証明発行システム、既存業務システム	証明発行システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム6 証明発行システム ③	【 】庁内連携システム 【 】宛名システム等	【○】庁内連携システム 【○】宛名システム等	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム6 宛名システム ③	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム12	【追加】	共通基盤システム追加	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 2 システム13	【追加】	住民税課税支援システム追加	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 6 ②	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別添1) 事務内容(1) 個人住民税の賦課に関する事務	【追加】	共通基盤システム、住民税課税支援システムを追加。「⑪庁内連携」として備考欄に「⑪各業務が必要とする情報を庁内連携する。」を追加。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	(別添1)事務内容(1)個人住民税の賦課に関する事務	⑦給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の当初賦課資料及び⑤をもとに、個人住民税の賦課決定を行う。	⑦③④の入力情報を個人住民税システムへ取込、給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の当初賦課資料及び⑤をもとに、個人住民税の賦課決定を行う。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 3① 評価実施機関内の他部署	【○】評価実施機関内の他部署(保険年金課、社会福祉事務所、市民課)	【○】評価実施機関内の他部署(保険年金課、障害福祉課、市民課、保護課)	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 3②	【】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務	【追加】	課税資料のデータエントリー業務	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 ①委託内容	【追加】	課税資料(確定申告書・住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)をデータ入力し、四日市市が指定するデータ形式で納品する。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 ②取扱いを委託する情報ファイルの範囲	【追加】	特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:個人市民税課税対象者等の一部(課税資料が提出されたもの) その妥当性:短期間で大量の課税資料をデータ入力する必要があるため。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 ③委託先における取扱者数	【追加】	10人以上50人未満	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【追加】	【○】紙	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 ⑤委託先名の確認方法	【追加】	四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 ⑥委託先名	【追加】	株式会社 三重電子計算センター	事前	再実施のため
令和2年7月15日	4 委託事項8 課税資料のデータエントリー業務 再委託	【追加】	⑦再委託の有無:再委託する ⑧再委託の許諾方法:再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。 ⑨再委託事項:課税資料のデータエントリー業務の一部	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 5 移転先1⑥	【】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 5 移転先2⑥	【】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 6 ①	<個人住民税システムにおける措置>	<個人住民税システム、住民税課税支援システムにおける措置>	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 6 ③	<個人住民税システムにおける措置>	<個人住民税システム、住民税課税支援システムにおける措置>	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(1)個人住民税に関する情報ファイル 6 ①	①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。	①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(2)軽自動車税に関する情報ファイル 3 ①	【○】評価実施機関内の他部署(市民課)	【○】評価実施機関内の他部署(市民課、障害福祉課、保護課)	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(2)軽自動車税に関する情報ファイル 6 ①	①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。	①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(3)固定資産税に関する情報ファイル 6 ①	①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。	①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	II ファイルの概要(4)収納管理システムファイル 6 ①	①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。	①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	Ⅱ ファイルの概要_(5)宛名_(6)統合宛名 5 移転先1⑥	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅱ ファイルの概要_(5)宛名_(6)統合宛名 5 移転先2⑥	【 】庁内連携システム	【○】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)2 リスク2	⑥システムを通じた入手については、操作者の認証を行うとともに、認証された操作者の利用可能な機能をシステム上で制限することにより、不適切な方法による入手を防止している。	⑥システムを通じた入手については、操作者の認証(二要素認証)を行うとともに、認証された操作者の利用可能な機能をシステム上で制限することにより、不適切な方法による入手を防止している。 ⑦アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)3 リスク3	【追加】	以下を追加 ④外部媒体へのデータコピーを制御している。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)4 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		以下を追加 ⑥委託先の状況に応じて、職員等が委託先の取り扱い状況の確認を行う。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)4 規定の内容		以下を追加 (監査及び調査) 必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民税課又はIT推進課 【事務の内容に関する問合せ】 市民税課:059-354-8132 【システム(eLTAXシステム及び国税連携システムは除く)に関する問合せ】 IT推進課:059-354-8126	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民税課又はICT戦略課 【事務の内容に関する問合せ】 市民税課:059-354-8132 【システム(eLTAXシステム及び国税連携システムは除く)に関する問合せ】 ICT戦略課:059-354-8126	事前	再実施のため
令和2年7月15日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①	2018/7/20	2019/7/1	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	【追加】	20、38、53、85の2	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別紙2)	介護・高齢福祉課	高齢福祉課、介護保険課	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別添2)ファイル記録項目 (1)個人住民税に関する情報ファイル	-	記載内容を変更	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別添2)ファイル記録項目 (2)軽自動車税に関する情報ファイル	-	記載内容を変更	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別添2)ファイル記録項目 (3)固定資産税に関する情報ファイル	-	記載内容を変更	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別添2)ファイル記録項目 (4)収納管理システムファイル	-	記載内容を変更	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報を取り扱う理由	-	記載内容を変更	事前	再実施のため
令和2年7月15日	I 基本情報 4. 特定個人ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(2)軽自動車税に関する情報ファイル 軽自動車税の賦課に関する事務を正確に行うために、課税情報である軽自動車税申告書等の個人番号を利用して正しく特定する必要があるため。 (3)固定資産税に関する情報ファイル 固定資産税の賦課に関する事務を正確に行うために、課税情報である償却資産申告書等の個人番号を利用して正しく特定する必要があるため。 (4)収納管理システムファイル 地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、住民に対して適正な徴収をするため。	(2)軽自動車税に関する情報ファイル、(3)固定資産税に関する情報ファイル、(4)収納管理システムファイル 地方税の証明発行に関する事務を正確に行う必要があるため。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	(別添1)事務の内容	市では、以下の5ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。	市では、以下の6ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	(P11) 個人住民税ファイル (P12) 個人住民税ファイル 軽自動車税ファイル 固定資産税ファイル 収納管理ファイル	(P11) 個人住民税に関する情報ファイル (P12) 個人住民税に関する情報ファイル 軽自動車税に関する情報ファイル 固定資産税に関する情報ファイル 収納管理システムファイル	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税に関する情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 課税資料のデータ エントリー業務 ⑧再委託の許諾方法	(7) 件	(8) 件	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税に関する情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	【追加】	契約書において、再委託契約を締結する場合は、事前に書面による市の許可を得ることとされている。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 電子計算機オペレーション管理・資源管理業務委託	移転先1 別表第一の左欄に掲げる者(別紙2を参照) ②移転先における用途 別表第一の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	移転先1 市の他部署(番号法9条第1項別表第一の左欄に掲げる者(別紙2を参照)) ②移転先における用途 市が実施する番号法9条第1項別表第一の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	マシン室、執務室内にて個人住民税システムの直接操作	マシン室、執務室内にて統合宛名システム、宛名システムの直接操作	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された内容が本人確認の措置の内容	やむを得ず代理人による申告を受け付ける場合、代理人が本人の代理権限のあることを確認するとともに、当該申告書に記入する内容が本人の申告情報になることを十分説明したうえで申告を受け付ける。	やむを得ず代理人による申告を受け付ける場合、代理人の本人確認及び委任状の確認を行うことにより、代理権限のあることを確認するとともに、当該申告書に記入する内容が本人の申告情報になることを十分説明したうえで申告を受け付ける。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された内容が本人確認の措置の内容	④特定個人情報の入手元が、給与支払報告者等個人番号利用事務実施者からの入手であることから、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)	④特定個人情報の入手元が、給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からである場合は、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「○本人又は本人の代理人」と同様である。)	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	⑦ID、パスワードによる操作者の識別、認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制限している。	⑦ID、パスワードによる操作者の識別、認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制限している。 ⑧パスワードは定期的に変更する仕組みとなっている。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置 内容<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	・システムのアクセスログを磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。	システムのアクセスログを磁気ディスクに記録し、不要な検索や業務時間外での使用などのチェックを年1回以上行っている。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤ったあいにて特定個人情報提供されるリスクに対応している。	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。	事前	再実施のため
令和2年7月15日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年5月1日(金)から6月1日(月)の32日間	令和2年4月27日(月)から令和2年5月26日(火)	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年7月3日(金)	令和2年6月30日(火)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	I 基本情報 2 特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム	共通基盤システム	(削除)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	I 基本情報 2 特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム1～ システム6 ②システムの機能	(追加)	権限管理機能 端末を利用する職員の認証と職員に付与され た権限に基づいた各種機能や特定個人番号等 へのアクセス制御を行う。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	I 基本情報 2 特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム1～ システム6 ③システムとの連 携	【O】庁内連携システム	【 】庁内連携システム	事前	再実施のため
令和6年12月26日	I 基本情報 5 個人番号の 利用	番号法第9条及び別表第1第16号	番号法第9条及び別表第24の項	事前	再実施のため
令和6年12月26日	I 基本情報 6 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、38、39、40、4 2、48、53、54、57、58、59、61、62、63、 64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、10 3、106、107、108、113、114、115、11 6、117、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、3 7、39、42、48、49、53、57、58、59、63、 65、66、69、73、75、76、81、83、84、8 6、87、88、89、90、91、92、96、98、10 6、108、115、124、125、129、130、13 2、137、138、140、141、142、144、14 7、151、152、155、156、158、160、16 1、163、164、165、166、167、168、16 9、170、171、172、173の項)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	(別添1)事務内容(1)個人住 民税の賦課に関する事務	業務フロー図	・業務フロー図から共通基盤システムの図を削 除 ・四日市市所管のシステム以外(国税連携シス テム等)が市の枠に含まれていたのを修正	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使 用 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報につい ては番号法の別表第二の第27号に規定されて いる。	個人住民税の賦課に必要な各種情報につい ては番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表の第48の項に規定されている。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使 用 ⑦使用の主体	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	②情報元から提出された申告等情報を電子 データ化し、課税対象者に特定	②情報元から提出された申告等情報を電子 データ化し、課税対象者を特定	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 4 特定個人情報の取り扱い の委託 委託の有無	8件	7件	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 4 特定個人情報の取り扱い の委託 委託事項1～8	委託事項6 ②取り扱いを委託する特定個人情 報ファイル その妥当性 一般社団法人地方税電子化協議会において運 営する地方税ポータルセンタよりLGWANを経 由して送信されるため。	委託事項6 ②取り扱いを委託する特定個人情 報ファイル その妥当性 地方税共同機構において運営する地方税ポ ータルセンタよりLGWANを経由して送信され るため。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 4 特定個人情報の取り扱い の委託	市町村税課税状況等の調作成業務委託	削除	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 4 特定個人情報の取り扱い の委託 委託事項2、3及び9 ⑥委託先名	株式会社 三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事前	再実施のため
令和6年12月26日	II ファイルの概要(1)個人 住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。 提供・移転の有無	提供を行っている 58件 移転を行っている 34件	提供を行っている 72件 移転を行っている 28件	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第1号、第8号及び第7号別表第二に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号及び第7号別表第二の表(別紙1を参照)	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第1号、第8号及び第7号別表第二に掲げる事務(別紙1を参照)	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務(別紙1を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	市の他部署(別紙2を参照)	番号法第9条別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照)、番号法第9条第2項、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(以下四日市市個人番号利用条例という。)第4条第3項	番号法第9条別表(別紙2を参照)、番号法第9条第2項、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(以下四日市市個人番号利用条例という。)第4条第3項	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	別表第一の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	番号法第9条別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・(1)個人住民税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・(1)個人住民税に関する情報ファイル ～(4)収納管理システムファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②特定個人情報のデータについては復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	②特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・(1)個人住民税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置> サーバー内にあるデータは、財団法人地方税電子化協議会よりの指示により、消去を行う。	<eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置> サーバー内にあるデータは、地方税共同機構よりの指示により、消去を行う。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・個人住民税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要・(2)軽自動車税に関する情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第447条及び番号法第9条に規定されている。	地方税法第463条の19及び番号法第9条に規定されている。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(2)軽自動車税に関する情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(2)軽自動車税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(2)軽自動車税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置＞ サーバー内にあるデータは、財団法人地方税電子化協議会よりの指示により、消去を行う。	＜eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置＞ サーバー内にあるデータは、地方税共同機構よりの指示により、消去を行う。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(2)軽自動車税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(3)固定資産税に関する情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(3)固定資産税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜固定資産税システムにおける措置＞ ①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。	＜固定資産税システムにおける措置＞ ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要(3)固定資産税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (3) 固定資産税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (4) 収納管理システムファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	①識別番号	①識別情報	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (4) 収納管理システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	連携している他システムの情報が更新があった都度。	連携している他システムの情報の更新された都度。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (4) 収納管理システムファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (4) 収納管理システムファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<収納管理システムにおける措置> ①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。	<収納管理システムにおける措置> ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (4) 収納管理システムファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (4) 収納管理システムファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5) 宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	①識別番号	①識別情報	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5) 宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5) 宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	②情報元から提出された申告等情報を電子データ化し、課税対象者に特定。	②情報元から提出された申告等情報を電子データ化し、課税対象者を特定。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)委託事項⑥委託先名	株式会社 三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 58件 移転を行っている 34件	提供を行っている 72件 移転を行っている 28件	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第1号、第8号及び第7号別表第二に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号及び第7号別表第二の表(別紙1を参照)	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第1号、第8号及び第7号別表第二に掲げる事務(別紙1を参照)	番号法第19条第1号、第9号及び第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務(別紙1を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	別表第一の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	番号法第9条別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙2を参照)、番号法第9条第2項、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(以下四日市市個人番号利用条例という。)第4条第3項	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)、番号法第9条第2項、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(以下四日市市個人番号利用条例という。)第4条第3項	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	別表第一の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	番号法第9条別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1Iに定める事務を行う部署(別表2を参照)	四日市市個人番号利用条例第4条第1項別表第1Iに定める事務を行う部署(別表を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	四日市市個人番号利用条例に定める事務(別表2を参照)	四日市市個人番号利用条例に定める事務(別表を参照)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜宛名システム、統合宛名システムにおける措置＞ ①IDカードによる入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証を必要としている。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。	＜宛名システム、統合宛名システムにおける措置＞ ①指紋認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ③紙媒体は施錠可能な書庫で保管する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅱ ファイルの概要 (5)宛名ファイル、(6)統合宛名ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	＜宛名システム、統合宛名システムにおける措置＞ ①特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。 ②紙媒体等は、保存期間を経過した後文書管理担当課によって溶解施設で溶解する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報に消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報に不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	③番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)	③番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報に不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。 ⑤入手した情報を入力する際には、入力元となった情報と入力結果である照合用のリストを比較確認することで正確性を確保している。	②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正し他の職員が点検することで正確性を確保している。 ⑤入手した情報を入力する際には、入力元となった情報と入力結果である照合用のリストを入力者と異なる職員が比較確認することで正確性を確保している。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	①市が提供する特定個人情報について、以下の措置を取る旨を契約書に規定している。 (紙媒体)シュレッダーによる裁断 (電子媒体)データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕	①市が提供する特定個人情報について、以下の措置を取る旨を契約書に規定している。また、業務完了の際には、業務完了報告書とともにデータ削除報告書の提出を求める (紙媒体)シュレッダーによる裁断 (電子媒体)データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜略＞ (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜略＞ (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第17号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	誤ったあいてに特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<市における措置> 特定個人情報を管理しているマシン室は、以下の物理的対策を行っている。 ①サーバー設置場所へは、専用IDカード認証によるドア通過が必要となっている(ドア2箇所)。 ②入退室記録は、5年間保管し、必要に応じチェックしている。 ③紙媒体は、施錠可能な書庫で保管する。	<市における措置> 特定個人情報を管理しているマシン室は、以下の物理的対策を行っている。 ①サーバー設置場所へは、静脈認証によるドア通過が必要となっている(ドア2箇所)。 ②入退室記録は、5年間保管し、必要に応じチェックしている。 ③紙媒体は、施錠可能な書庫で保管する。 ④データセンターにおいては、カメラを設置しているほか、IDカードによる認証を行っている。 ⑤停電によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を設置している。 ⑥火災によるデータの消失を防ぐために、マシン室内に消火器を設置している。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	①住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	①住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	—	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ②監査 具体的な内容	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	—	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	開示の方法を、「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要。	開示の方法を、「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要。複製代10円/枚(現金納付)。	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民税課又はICT戦略課 【事務の内容に関する問合せ】 市民税課:059-354-8132 【システム(eLTAXシステム及び国税連携システムは除く)に関する問合せ】 ICT戦略課:059-354-8126	〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民税課又はデジタル戦略課 【事務の内容に関する問合せ】 市民税課:059-354-8132 【システム(eLTAXシステム及び国税連携システムは除く)に関する問合せ】 デジタル戦略課:059-354-8126	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	令和2年4月16日	令和5年12月26日	事前	再実施のため
令和6年12月26日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	「特定個人情報ファイルの内容及び特定個人情報の流れが明確に記載されており、また、各システムの仕様等に係る記載項目やリスクの特定及びリスク対策が具体的かつ分かりやすく記載されているため、特段の問題は認められないものと考えられる。」として、承認を受けた。 以下に主な意見・修正事項を示す。 ・(1)住民基本台帳ファイル、(2)統合宛名ファイルの「Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2 「アクセス権限の管理」の具体的な管理方法」: 「適宜」確認との記載となっているため、もう少し具体的(だれが、いつ等)に記載することが望ましいとの指摘を受け、「IDカード登録状況チェックシートを作成し、ユーザーIDや資格情報をデータ保護管理者が年1回以上確認している。」を追記した。 ・(1)住民基本台帳ファイル、(2)統合宛名ファイルの「Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2 操作ログの解析について、実態に即して内容をもう少し具体的に記載することが望ましいとの指摘を受け、「システムのアクセスログを磁気ディスクに記録し、不要な検索や業務時間外での使用などのチェックを年1回以上行っている。」を追記した。	「特定個人情報ファイルの内容及び特定個人情報の流れが明確に記載されており、また、各システムの仕様等に係る記載項目やリスクの特定及びリスク対策が具体的かつ分かりやすく記載されているため、特段の問題は認められないものと考えられる。」として、承認を受けた。 以下に主な意見・修正事項を示す。 ・停電によるデータ消失、火災によるデータ消失を防ぐための措置があれば、記載をした方が望ましいという指摘を受け、「・停電によるデータの消失を防ぐために、無停電電源装置等を設置している。 ・火災によるデータの消失を防ぐために、マシン室内に消火器を設置している。」の記載を追記した。 ・データ消去について、委託事業者に立ち合いを行っていない場合の確認手段を記載したほうが望ましいという指摘を受け、「業務完了の際には、業務完了報告書とともにデータ削除報告書の提出を求める」との記載を追記した。	事前	再実施のため
	I 基本情報 2 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム	①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)を窓口や郵便、eLTAXシステム、国税連携システムを通じて受理、収集する。	①課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等)を窓口や郵便、eLTAXシステム、国税連携システム、マイナポータルを通じて受理、収集する。	事前	個人住民税申告電子化のため
	I 基本情報 2 システム13	【追加】	個人住民税申告ポータル	事前	
	I 基本情報 2 システム14	【追加】	マイナポータル申請管理	事前	
	I 基本情報 2 システム15	【追加】	申請管理システム	事前	
	(別添1)事務内容(1)個人住民税の賦課に関する事務	【追加】	①住民税申告の課税資料登録フローに個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムを追加。「④取込」の備考欄に「マイナポータル申請管理、申請管理システム」を追記。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ ファイルの概要 (1)個人住民税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	—	＜申請管理システムにおける措置＞ ①静脈認証による入退室管理を行っているマシン室内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事前	
	Ⅱ ファイルの概要 個人住民税に関する情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	＜申請管理システムにおける措置＞ 特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	—	③個人住民税申告ポータルを用いた申告等情報については、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ④申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、システム操作者が事務の対象者以外の手続きに関する情報を入手することを防止する。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—	③個人住民税申告ポータルを用いた申告等情報については、画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ④申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、システム操作者が必要な手続き以外の情報を入手することを防止する。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	⑧住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ⑨個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ⑩申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	—	⑥住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	—	⑥個人住民税申告ポータルで入手する情報は個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	①電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム及びeLTAXシステムからLGWANを介して入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて個人住民税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。	①電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム、eLTAXシステム及びマイナポータル申請管理からLGWANを介して入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて個人住民税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	⑤公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタからeLTAXシステムまでは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタが取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。	⑤公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタからeLTAXシステムまでは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタが取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。	事前	再実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	—	⑨マイナポータル申請管理と申請管理システムとの間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	—	＜申請管理システムにおける措置＞ 接続端末は、基本的に申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	